

大熊町職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号並びに第3号の規定に基づき、本町職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

処 分 年 月 日	令和8年8月7日		
処 分 の 種 類	懲戒処分	処 分 の 程 度	免職
職員の所属部局	健康保険課（※懲戒処分時点）		
職 員 の 役 職	主査	年 代 等	30代（男性）
処分事案の内容	当該職員は、令和7年度農業振興課の所属であったが、同年の農業委員会の事務処理において、正当な理由なく複数の事務処理遅延を発生させた。さらに、その過程で事態を隠蔽する目的から虚偽の公文書を作成する等不適正な事務処理を行った。 また、令和8年7月23日未明に庁舎に侵入し、隠匿の目的で公文書を持ち出した事実が判明した。（なお、本人が持ち出したと述べた公文書については、全て回収した。） 当該職員は、令和7年度にも農業委員会の事務処理における複数の異なる非違行為で懲戒処分を受けており、その後、上司による再三の指導・改善指示がなされていたが、改善の兆しが見られず、今回の重大な事案を引き起こすに至った。		